

京都大学大学院文学研究科の組織に関する規程等の一部を改正する規程

第一条 京都大学大学院文学研究科の組織に関する規程（平成十六年達示第七号）を次のように改正する。

第二条 研究科長及び第四項を次のように改める。補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、補欠の研究科長については、一回に限り引き続き再任することができる。

第三条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第四条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第五条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第六条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第七条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第八条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第九条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第十条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第十一条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第十二条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第十三条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第十四条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第十五条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第十六条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第十七条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第十八条 研究科長の任期は、研究科長の任期が満了するときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

第十二条 京都大学大学院生命科学研究科の組織に関する規程（平成十六年達示第二十号）を次のように改正する。

第二（副）研究科長）
第二条の次に「生命科学研究科に、副研究科長を置く。」
第三条 京都大学大学院地球環境学術及び大学院地球環境学舎の組織に関する規程（平成十六年達示第二十一号）を次のように改正する。

第二（副）学長）
第二条の次に「学長は、副学長の一人を置く。」
第三条 京都大学は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。

第十四条 京都大学は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。
第十五条 センター長は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。
第十六条 京都大学は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。

第三（副）学長）
第三条の次に「学長は、副学長の一人を置く。」
第四条 京都大学は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。
第五条 京都大学は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。

第三（副）学長）
第三条の次に「学長は、副学長の一人を置く。」
第四条 京都大学は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。
第五条 京都大学は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。

第三（副）学長）
第三条の次に「学長は、副学長の一人を置く。」
第四条 京都大学は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。
第五条 京都大学は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。

第三（副）学長）
第三条の次に「学長は、副学長の一人を置く。」
第四条 京都大学は、学長の任期を二年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の終期を超えることはできない。

経済研究所に、副所長を置く。

